

遠野市プレミアム付商品券事業特定事業者募集要項

商品券取扱店募集用

1 目的

消費税・地方消費税引上げが、市民税非課税者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的に、市民税非課税者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券の発行・販売等を行います。

2 実施主体（担当課）

遠野市【産業部商工労働課、関係課】

3 実施方法

特定事業者（商品券取扱店）、遠野商工会等関係機関団体の協力により、遠野市が実施する。

4 対象者、事業内容

市民税非課税及び子育て世帯主向けにプレミアム付商品券を販売する。

(1) 市民税非課税者

- 平成31年1月1日に遠野市に住民登録している方で、平成31年度の市民税（均等割）が課税されていない方
 - ※ ただし、課税されていなくても、次の場合は対象となりません。
 - ・平成31年度市民税が課税されている方に扶養されている場合
 - ・生活保護制度の被保護者となっている場合など
- プレミアム付商品券購入引換券交付申請が必要です。平成31年度市県民税の申告情報を基に、対象となると思われる方に交付申請書を送付する予定です。
- プレミアム付商品券購入引換券交付申請受付期間及び受付場所については、後日、お知らせします。

(2) 子育て世帯主

- 平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子供のいる家庭の世帯主
- 子育て世帯主は、プレミアム付商品券購入引換券交付申請は、不要です。

5 プレミアム付商品券の内容

(1) 名称

『遠野市プレミアム付商品券』

(2) 種類

券面額500円の1種類〔500円券10枚を1セットとし販売〕

(3) 有効期間

令和元年10月1日（火）～令和2年3月31日（火）

有効期間以後は無効となり、使用できません。また、返品・交換もできません。

(4) 使用の厳守事項（遠野市プレミアム付商品券への記載事項）

- ア 本券ご使用時に、おつりはできません。
 - イ 本券ご購入後の返品・交換、第三者への転売・譲渡はできません。
 - ウ 本券は、現金と引き換えできません。
 - エ 遠野市内の特定事業所（商品券取扱店）でのみ使用できます。
 - オ 発行印の無い物、本券裏面の取扱店名欄に店名が記入押印された物は無効となります。
 - カ 盗難、紛失、または滅失等に対して、発行者はその責任を負いません。
 - キ 利用できないものは以下のとおりです。
 - ・不動産及び金融商品
 - ・たばこ
 - ・商品券など換金性の高いもの（商品券、ビール券、酒券、図書券、プリペイドカード、回数券、乗車券、印紙、はがき、切手類など）
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - ・ 国税、地方税及び使用料などの公租公課
 - ・ 出資や債務の支払い、仕入等の事業資金
- * 有効期限を過ぎると無効となります。必ず期限内にご利用ください。

6 特定事業者（商品券取扱店）

(1) 対象事業者

市内の小売業、飲食業、サービス業、工業、建設業等概ねすべての業種を対象とし、登録申請手続きをした事業者とします。

(2) 対象商品、取扱等

- ア 対象商品等は、特定事業者（商品券取扱店）が扱うすべての業務（商品、サービス、工事等）を対象とします。ただし、5(4)キに規定している物品の購入及び役務の提供を受けるために使用することはできません。
- イ プレミアム付商品券の提示を受けたときは、現金と同様に扱ってください。
- ウ 特定事業者（商品券取扱店）は、プレミアム付商品券の受け取りを拒んではなりません。また、プレミアム付商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはなりません。
- エ 遠野市と適切な連携体制を構築することとし、その他遠野市プレミアム付商品券事業実施要綱に定める事項を遵守しなければなりません。
- オ これらに反する行為を行ったときは、特定事業者（商品券取扱店）の登録を取り消される場合があります。

(3) 募集説明会

- ア 対象 (1)に規定する対象事業者
- イ 期日 令和元年7月19日（金）午後1時30分～1時間程度
- ウ 会場 市役所本庁舎3階大会議室
- エ 周知 令和元年7月1日（月）文書発送予定。（広報及び市HPでも周知）

(4) 募集期間

令和元年7月22日（月）～令和元年8月20日（火）

注：募集期間を過ぎても特定事業者（商品券取扱店）登録は可能ですが、商品券購入者に配布する遠野市プレミアム付商品券特定事業者（商品券取扱店）一覧に掲載されない場合があります。

(5) 登録申込

遠野市プレミアム付商品券特定事業者（商品券取扱店）登録申請書に必要事項を記入・押印の上、申し込んでください。

7 換金手続き

(1) 換金期間

令和元年10月1日（火）～令和2年4月30日（木）

(2) 換金請求

特定事業者（商品券取扱店）は、利用者から受け取ったプレミアム付商品券の裏面にある取扱店欄に店名記入押印のうえ、遠野市プレミアム付商品券換金請求書とともに、換金期間内に遠野市に請求してください。（郵送または持参）

請求先：〒028-0592 遠野市中央通り9番1号

遠野市産業部商工労働課プレミアム付商品券担当（とぴあ庁舎2階）

(3) 振込手数料

金融機関が定める振込手数料は遠野市が負担します。

(4) 口座振込

月2回

1日～15日請求分 原則翌月 5日（土日の場合は月曜日）

16日～31日請求分 // 15日（//）

*最終振込

令和2年4月30日（木）締切 令和2年5月15日（金）振込

(5) 振込先金融機関

遠野市プレミアム付商品券特定事業者登録申請書に記入した金融機関

8 その他

プレミアム付商品券の販売方法・換金手続きなどを変更する必要があるときは、別途周知する

お問い合わせ

遠野市産業部商工労働課プレミアム付商品券担当（とぴあ庁舎2階）

電話 0198-62-2111（内線534・535）